

議案第65号

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例を改正する条例

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年守口市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第16条まで 略</p> <p><u>（非常勤職員の給与）</u></p> <p><u>第17条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第16条まで 略</p> <p><u>（会計年度任用企業職員の給与）</u></p> <p><u>第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類及び基準については、守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年守口市条例第 号）の規定を準用する。</u></p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。